

博士学位論文

有機農業の役割と課題

—日本と韓国の比較研究—

指導教員

池本 幸生 教授

2009年3月

東京大学大学院

農学生命科学研究科 農業・資源経済学専攻

金 氣興

目次

第1章 序論.....	12
1. 本論文の目的.....	12
2. 本論文の構成.....	13
第1部 市場の失敗と有機農業.....	16
第2章 有機農業の定義.....	16
1. 本章の目的及び構成.....	16
2. 有機農業の歴史.....	16
2. 1. 欧米における有機農業の歴史.....	16
2. 2. 日本における有機農業の歴史.....	17
3. 有機農業の定義.....	18
3. 1. 日本と韓国における有機農業の定義.....	18
3. 2. 国際的な有機農業の定義.....	20
3. 3. 地域を重視する有機農業の定義.....	21
4. 小括と本論文における定義.....	22
第3章 有機農業のふたつの発展モデル:ラベルと領域性.....	23
1. 本章の目的及び構成.....	23
2. 食の安全と環境:市場の失敗.....	24
2. 1. 食の安全と不完全情報.....	24
2. 2. 環境と外部不経済.....	25
3. 市場の失敗の克服:ラベルと領域性.....	26
4. ラベルと認証制度.....	32
5. 有機農業における領域性と「地域」.....	35
5. 1. 農業環境問題の空間範囲:生態と社会.....	35
5. 2. 有機農業と循環の範囲.....	37

6. 小括.....	39
第2部 日本における有機農業.....	41
第4章 日本における有機農業の発展過程.....	41
1. 本章の目的及び構成.....	41
2. 日本における有機農業の始まりと産消提携.....	41
3. 日本における有機農産物認証制度の導入.....	44
4. 小括.....	47
第5章 日本における地域密着有機農業:「あしがら農の会」の事例.....	49
1. 本章の目的及び構成.....	49
2. 「あしがら農の会」生産者グループ.....	49
2. 1. 「あしがら農の会」の活動.....	49
2. 2. 「農の会」の生産者の目指すもの.....	52
3. 有機農業への期待から見る消費者類型: 地域環境派と食の安全派.....	53
3. 1. 研究対象と調査方法.....	54
3. 2. 消費者の類型化.....	54
3. 3. 消費者類型別の特徴.....	60
4. ケイパビリティアプローチ.....	64
4. 1. ケイパビリティの定義.....	65
4. 2. 情報の制限.....	67
4. 3. ヌスバウム of ケイパビリティのリスト.....	68
5. 有機農業とケイパビリティ.....	70
6. 小括.....	71
第3部 韓国における親環境農業.....	72
第6章 韓国における親環境農業の発展過程.....	72

1. 本章の目的及び構成.....	72
2. 韓国における有機農業の始まり.....	72
3. 韓国における親環境農産物の認証制度.....	75
4. 韓国における認証型有機農業:フックサリム.....	76
4. 1. 親環境農産物の認証の現況とその特徴.....	77
4. 2. 民間認証機関の参入:「フックサリム」と「朝鮮大学校産学協力団」.....	81
5. 小括.....	89
第7章 韓国における地域密着親環境農業:「バルダン生命サリム」の事例.....	91
1. 本章の目的及び構成.....	91
2. ヤンピョン(楊平)郡における親環境農業の展開.....	92
3. バルダン生命サリムの発展過程.....	94
3. 1. 「バルダン生命サリム」の設立.....	94
3. 2. 「バルダン生命サリム」の組織.....	96
3. 3. 「バルダン生命サリム」の発注から出荷までのシステム.....	98
4. 地域密着への移行.....	99
4. 1. 農協中央会との決別.....	99
4. 2. 地域の生協との関係強化.....	101
5. 小括.....	102
第8章 持続可能な発展から見た有機農業の役割.....	104
1. 本論文のまとめ.....	104
2. 有機農業のふたつのタイプ.....	106
3. 残された課題.....	109
補論 タイにおける有機農業の発展過程.....	111
参考文献.....	122

図目次

図 1 - 1	論文の構成	15
図 3 - 1	本論文の理論モデルと有機農業の対応関係	23
図 3 - 2	多様化する食への関心と品質概念	33
図 3 - 3	イギリスにおける「倫理的消費」の状況 (1999~2006 年)	34
図 5 - 1	「農の会」の活動実態図	51
図 5 - 2	消費者の年代	55
図 5 - 3	購入期間	55
図 5 - 4	複数回答の数	57
図 5 - 5	「農の会」の消費者の類型	60
図 5 - 6	グループ別の年代	61
図 5 - 7	グループ別の購入期間	61
図 5 - 8	グループ別の「農の会」への共感度	62
図 5 - 9	グループ別の「農の会」の収穫祭への参加経験	62
図 5 - 10	『通信』を読む頻度	63
図 5 - 11	「農の会」に関する総合評価	64
図 5 - 12	ケイパビリティ	66
図 6 - 1	親環境農業の年度別推移	77
図 6 - 2	親環境農産物認証件数の民間機関のシェア	85
図 6 - 3	親環境農産物認証農家数の民間機関のシェア	86
図 6 - 4	親環境農産物認証面積の民間機関のシェア	86
図 6 - 5	親環境農産物認証量の民間機関のシェア	87
図 6 - 6	フックサリムと朝鮮大学校の認証 1 件当たり農家数の比較	89
図 7 - 1	「パルダン管農組合」の年度別売上	100
図 8 - 1	有機農業の戦略	105

表目次

表 2 - 1	日本と韓国における有機農業の定義.....	19
表 2 - 2	有機農産物および特別栽培農産物の分類.....	20
表 2 - 3	「農の会」の活動指針.....	21
表 2 - 4	「パルダン生命サリム」の前身である「パルダン運動本部」設立理念.....	22
表 3 - 1	有機農業の発展過程から見たラベルと領域性.....	30
表 3 - 2	循環のレベルと有機農業の方法.....	38
表 3 - 3	食の安全と環境からみた循環のレベルにおいての特徴.....	39
表 3 - 4	有機農業におけるラベルと領域性.....	40
表 4 - 1	有機水銀系農薬の残留問題.....	42
表 4 - 2	有機塩素系農薬の残留問題.....	42
表 4 - 3	環境保全型農業関連政策の推移.....	46
表 5 - 1	「農の会」が目指す考え方と方針.....	50
表 5 - 2	「農の会」の個別グループ.....	52
表 5 - 3	「農の会」の生産者が目指すもの.....	53
表 5 - 4	「農の会」について知っていること.....	56
表 5 - 5	主成分分析による「農の会」に関する理解度の平均値と標準偏差.....	58
表 5 - 6	「農の会」に関する理解度の主成分分析の結果.....	59
表 5 - 7	ふたつの主成分.....	59
表 5 - 8	人間の中心的な機能的ケイパビリティ.....	68
表 6 - 1	親環境農産物における認証の種類及び認証の種類別基準.....	76
表 6 - 2	親環境農産物の種類別認証の推移 (単位：件、戸、ha、トン).....	78
表 6 - 3	親環境農業種類別直接支払の金額 (2004 年).....	79
表 6 - 4	有機農業とその他の親環境農業との比較 (2005 年度を基準).....	80
表 6 - 5	組織形態からみた親環境農業の民間認証機関の推移 (2006 年 5 月現在).....	82
表 6 - 6	認証実績からみた親環境農業の民間認証機関.....	84
表 6 - 7	フックサリムと朝鮮大学校の認証活動の比較.....	88
表 6 - 8	フックサリムと朝鮮大学校の年度別実績状況 (単位：件、戸、ha、トン).....	88
表 7 - 1	政府からの支援事業及び事業内容.....	93

表7-2 ヤンピョン郡における親環境農業特区の内容.....	93
表7-3 ヤンピョン郡における親環境農産物の認証農家数と面積（2006年度）（単位：戸、ha）.....	94
表7-4 「パルダン運動本部」の設立理念.....	95
表7-5 パルダン生命サリムの組織.....	96
表7-6 年度別生産者正会員の変動（年度、名）.....	97
表7-7 生産者会員と消費者会員の地域分布（2004年12月現在、単位：名）.....	97
表7-8 「パルダン生命サリム」における親環境農業の栽培状況（2005年4月現在）（単位：m ² ）.....	98
表7-9 パルダン生命サリムの出荷先（単位：百万ウォン）.....	100
表7-10 パルダン生命サリムの生産者と消費者の交流の内容（2005年度）.....	102
表8-1 日本と韓国における有機農業の発展の流れ.....	107
表8-2 ラベルと領域性から見た有機農業のタイプ及び役割と課題に関するまとめ.....	109

論文の内容の要旨

農業・資源経済学 専攻
平成17年度博士課程進学
氏名 金 氣興
指導教員名 池本 幸生

論文題目 有機農業の役割と課題：日本と韓国の比較研究

有機農業とは、狭義には「化学的に合成された肥料や農薬を使わない農業」であり、広義には「人間を含む生態系全般に負荷を与えず、食の安全と地域環境保全を目指す生産システム」である。その生産システムには、生産者だけでなく、消費者である地域住民も含まれ、地域コミュニティ（共同体）全体の機能が持続可能なものでなければならない。本論文では、有機農業をこのように広義に捉える。

有機農業が対処しようとしている問題は、大きく「食の安全」と環境のふたつに分けることができる。「食の安全」の問題は、生産者の情報を消費者が十分に把握できないという「不完全情報」の問題として捉えることができ、一方、環境問題は、慣行農業が農薬や化学肥料の使用によって環境に負荷を与えるという「外部不経済」の問題として捉えることができる。これらの現象は、「市場の失敗」の典型的な例である。アクセルロッドは、これらの「市場の失敗」の克服策として「ラベル」と「領域性」というふたつの方向があることを理論的に提示した。有機農業の場合、「ラベル」とは認証制度であり、「領域性」とは地域密着と産消提携のふたつに対応していることをまず明らかにする（図1参照）。そして、この理論モデルに従って、日本と韓国の有機農業の発展過程を分析し、それぞれの有機農業のタイプについて、その役割を明らかにすることが本論文の目的である。

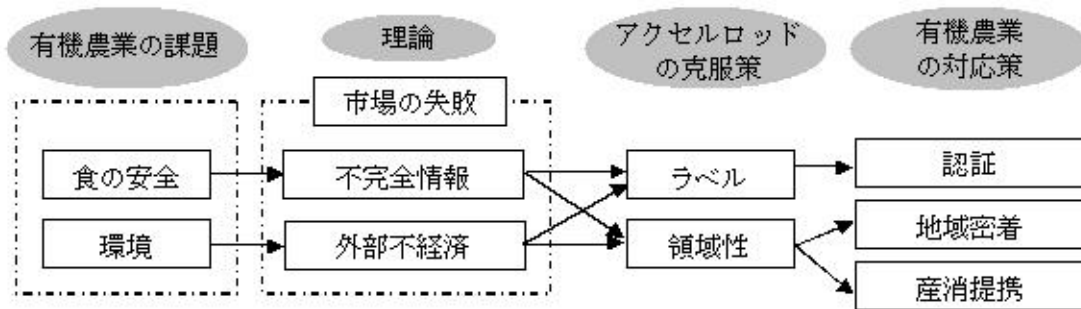


図1 本論文の理論モデルと有機農業の対応関係

有機農業におけるラベルと領域性 (第3章)

アクセルロッドの言う「ラベル」とは、性別や肌の色のようにプレイヤーが持つ固有の特徴であり、相手のプレイヤーがあらかじめ観察できるものを指す。有機農業の場合には、有機認証によるラベルがそれに当たり、有機認証制度が法的に保証することによって広域的な市場を開拓することが可能となり、大規模な有機農業を促進した。そのため利益志向的な性格が強く、過大な競争を引き起こし（韓国の事例）、認証基準には入らない地域の問題には十分に対応できないという傾向がある。一方、アクセルロッドの言う「領域性」には2種類あり、ひとつは「地理的近さ」であり、もうひとつは「同じ意識を持つ者同士の心理的近さ」である。有機農業の場合、「地理的近さ」は、実際に「顔の見える関係」が維持できる「地域密着有機農業」に対応し、「心理的近さ」は、地理的には離れていても密接なコミュニケーションを維持することによって信頼関係を維持しようとする「産消提携」に対応する。実際には、「地理的近さ」は「心理的近さ」を生み出しており、領域性とは、生産者と消費者の間の信頼関係を築き、それによって協調関係を維持するものと解釈できる（表1参照）。

日本の有機農業は、1970年代に自生的に発生した生産者と消費者の間の「産消提携」によって始まったという歴史があり、領域性を志向する傾向が強いのにに対し、韓国の場合には、90年代末に政府が強力に推進しようとしたことから認証を志向する傾向が強い。いずれの戦略も有機農業の方向性を示している。

表1 有機農業におけるラベルと領域性

市場の失敗への対応	ラベル	領域性	
		地理的近さ	心理的近さ
有機農業の場合	有機認証	地域密着	産消提携
市場	広域市場	ローカル市場 顔の見える関係	遠距離の生産者と消費者が結びつく。
特徴	大規模、競争型	小規模、製品差別化	

日本における有機農業の発展過程（第4章、第5章）

日本における有機農業は、環境問題が深刻化していた1970年代に、農薬を使わない安全な食材を求める都市消費者と、環境負荷の大きな近代農業を止めて「環境にやさしい」有機農法に転換したいと考えていた農家とが、相互の理解と利益に基づいて「産消提携」の形で始まった。産消提携は、今でも日本の有機農業の特徴であり、外国でも「Teikei」として知られる。その後、80年代に入ると有機農産物の市場が拡大し、多くの専門流通業者等が参入するようになる。そのことが、有機食品の不当表示問題を引き起こし、それをきっかけにして政府は90年代初めに有機農産物のガイドラインを作成し、有機認証制度が確立される。これによって有機認証を受けて広域的市場に進出する大規模生産者が現れる一方、有機認証を得るためのコストを負担できない小規模生産者は産消提携や地域密着を強化し、有機農業の原点に回帰するという現象が生じた。前者のタイプの有機農業は、市場志向的であり、認証によって規定される狭義の定義に従うのに対し、後者のタイプは、生産者と消費者の結びつきを重視することから、コミュニティを維持強化するという役割を担うことになる。

このことを示すために、地域密着有機農業の事例として神奈川県小田原市の「あしがら農の会」（以下、「農の会」と略称）を取り上げ、消費者の有機農業に対する意識をアンケート調査に基づく主成分分析によって明らかにした。「農の会」は、有機農業を通して地域循環型社会の形成を目指し、環境や「食の安全」を含む暮らしの良さに焦点を合わせて活動している。「農の会」の生産者から有機農産物を購入している消費者は、その趣旨に賛同する個人消費者であり、これまで日本の「提携」型有機農業を支えてきた消費者グループではない。主成分分析の結果、「農の会」の消費者は、「食の安全」に強い関心を抱くタイプと、地域環境の保護に強い関心を抱くタイプに分かれることが示された。「農の会」では、生産者と消費者をふたつの別々のグループに分けるのではなく、同じ意識を持つ仲間と見なし、消費者も農作業や様々な活動に参加する機会を設けている。そのような活動を通して、消費者のふたつのタイプはもうひとつのタイプの関心を強めていくことも示された。生産者と消費者はコミュニティの形成と強化を行っており、それが地域密着有機農業の存立条件となっている。

このような地域密着有機農業の役割は、人々の福祉（Well-being）の観点から評価されるべきものである。人々の福祉は、アマルティア・センの提唱するケイパビリティという概念によって捉えることができる。マーサ・ヌスバウムは、人々が満たすべき最低限のケイパビリティをリスト化した。そこに含まれる健康や環境やコミュニティなどの項目は、有機農業が目指すものと重なっている。

韓国における親環境農業の発展過程（第6章、第7章）

韓国の有機農業は、日本と同様に1970年代に先駆的な農民個人と生産者団体によって始まった。80年代に入って都市の消費者に向けて直売が開始されるが、日本のように不当表示問題が顕在化するほどの拡大は示さなかった。認証制度が導入されるのは、日本と同様に90年代であるが、日本との大きな違いは、韓国の場合、政府主導によって「親環境農業」が強力に推

進されたことである。その結果、韓国ではラベル型の発展を遂げていく。認証業務は民間に移りつつあり、民間認証機関は単に認証業務を行うだけでなく、技術指導や情報提供も行い、親環境農業の普及につながっている。

しかし、韓国では認証制度によって拡大したために、認証を取った親環境農産物市場において競争圧力は増し、競争に耐えられない小規模生産者グループは地域密着に移行しつつある。韓国で先駆的な親環境農業地域であるヤンピョン郡で、有機農業運動の歴史と共に歩んできた「パルダン生命サリム」は、2003年に、農協中央会との連携によって生産を伸ばし、組織を拡大させた。しかし、農協中央会が取り扱う他のグループの農産物と競合するようになり、農協中央会から距離を置くようになる。もともと設立理念として地域環境を配慮し、地域住民である消費者と生産者の信頼関係を大事にしてきたが、農協中央会との決別により地域の生協や学校給食など地域に密着した方向に転換していく。

結論（第8章）

有機農業は、食の安全と環境という大きなふたつの課題に関して、ラベルによる認証制度と、領域性による産消提携及び地域密着というふたつの対策からそれらの問題を解決しようとしてきた。

日本の有機農業は、産消提携から出発し、認証制度の導入によって認証を用いるグループと、産消提携と地域密着への強化を強めるふたつのタイプの有機農業が併存するようになったのに対し、韓国では政府主導によって認証型として定着し始め、地域密着へと移行していくという違いが見られる。両者の比較を通して、有機農業の発展の方向は、有機農業の狭義の定義を満たす認証制度を利用した市場志向型と、コミュニティ機能まで含む広義の定義を満たす地域密着、提携型が併存して発展することが示された。経済的には前者の評価が高いが、後者はケイパビリティの観点から十分に評価されるべきものである。

第1章 序論

1. 本論文の目的

2004年11月に超党派の国会議員161名が「有機農業推進議員連盟」を結成し、日本有機農業学会が作成した試案を基に法律案を作り、2006年12月に「有機農業の推進に関する法律」が成立した¹。この法律は、生産・流通・消費の各方面から有機農業を総合的に推進していくことを目的としている。これまで日本の有機農業は消費者と生産者の民間主体の努力によって発展してきたが、この法律は、「食の安全」や環境保全、さらには地域の活性化を求める時代の流れとして有機農業が評価されつつあることを示している。

有機農業がさらに注目されるようになってきた背景には、最近の毒入りギョウザ問題や粉ミルクのメラミン混入問題、また汚染米の転売問題など相次ぐ食品偽装問題に見られるように、「食の安全」に対して強い危機感を持つようになったことがある。そもそも日本の有機農業は、環境問題が深刻化していた1970年代に、農業を使わない安全な食材を求める都市消費者と、環境負荷を与える近代農業を止めて「環境にやさしい」有機農法に転換したいと考えていた農家とが、相互の理解と利益に基づいて「産消提携」の形で始まった。この関係は、日本の有機農業の特徴であり、外国でも「Teikei」として知られるようになっている。つまり、産消提携は、「食の安全」と環境保全を生産者と消費者の「顔の見える関係」によって確保しようとした。生産者と消費者の間の距離が拡大し、「顔の見える関係」が失われたことが、様々な「食の安全」を脅かす問題として生じている。この距離を縮めるためには、間接的な方法として認証制度を利用して安全な食品を保証するやり方と、直接な方法として生産者と消費者が直接出会って信頼関係を強めるやり方のふたつの方法があり、それぞれ異なった発展経路を辿っている。

このようなふたつの経路は、アクセルロードの「市場の失敗」に対するふたつの克服法であるラベルと領域性に対応している。有機農業の場合、ラベルとは「認証」のことであり、領域性では産消提携のことである。後者の場合、条件に応じて多様な形態があり、例えば、地域密着の形態もこれに含まれる。領域性の要件は、生産者と消費者の間に信頼関係が築かれることである。地域密着の場合には、生産者と消費者の間の距離は短く、まさに「顔と顔の見える関係」が成り立つ。それに対して、産消提携の場合には、都市の消費者が遠方の生産者と提携を結ぶこともありうるが、基本は両者の信頼関係にある。

有機農業は「食の安全」や環境保全の課題を担っているだけではない。有機農業には、農家と消費者を結び付けるという点で、農村社会におけるコミュニティの強化や農業環境

¹ 2006年「有機農業の推進に関する法律」の成立前後、有機農業のあり方に関する様々な意見が提示された。そのことに関連して蔦谷(2007)を参照されたい。

の改善などは有機農業に求められる重要な役割である。

2005年に成立した「食育基本法」によって食育活動に熱心な有機農業者は地域の市民活動を組織することを要請される機会が増えた。このような動きは都市と農村との交流を活性化させ、地域の環境を守るという面においても、同様に重要な役割を担うことが期待されている。「食の安全」や環境の他、地域活性化という点でも、有機農業グループはリーダー的存在としての意義が注目されるようになってきている。

さらに有機農業を実践している農家個人に関してみると、彼らは「食の安全」と「環境」だけでなく、自律的な生活を求め、真に豊かな暮らしを追求するという目標を持っている。そのためにも消費者との「関係性の回復」は豊かな生活の一部として位置付けられる。アマルティア・センのケイパビリティ・アプローチは、まさにこのような人々の暮らし振りの良さ(Well-being)を評価するために考案されたものである。有機農業が持つ多面的役割は、ケイパビリティ・アプローチによって適切に評価することができる。

そこで本研究では、以上の背景認識と理論的枠組みを基に、有機農業の役割と課題を探ることを目的とする。

2. 本論文の構成

本論文の構成は次の通りである(図1-1参照)。

本論文は3部から構成され、第1部で理論的に本論文の課題を提示し、第2部で日本を、第3部で韓国を取り上げる。まず、第1部では「市場の失敗と有機農業」と題して、本論文の理論的枠組みと本論文の課題を提示する。第2章で、有機農業の定義を整理することによって、本論文で対象とする有機農業の範囲を明確にする。日本、韓国、その他の国々における基準も、また国際的な基準も、それぞれの条件に従って多様な形で定義が行われている。本論文の目的は様々な形の有機農業の発展を大きく捉えることにあり、したがって、本論文では様々な有機農業の定義を考慮し、幅広く捉えることにする。

第3章では、有機農業のふたつのモデルと「市場の失敗」に対するアクセルロードの解決策であるラベルと領域性が対応していることを示す。有機農業が対応しようとしている「食の安全」と環境問題を「市場の失敗」と捉えることができる。一方、一般に「市場の失敗」に対する解決策としてアクセルロードは「ラベル」と「領域性」を提示している。有機農業の場合、ラベルは有機認証制度に、領域性は地域密着と産消提携に対応していることが示される。

第2部は、日本における有機農業を取り扱う。第4章では日本における有機農業の発展過程において、上述のふたつのモデルがどのように展開してきたかを見る。日本における有機農業は、1970年代に産消提携として始まり、世界でも「Teikei」という言葉が知られるほど日本の有機農業の特徴となっている。認証制度の導入とともに、認証を受けた大規模な団体が参入してくる一方、それまでの小規模な団体や農民は認証に頼らず、むしろ産

消提携や地域密着を再認識していく。

第5章では、地域密着の事例として小田原市の「あしがら農の会」を取り上げ、その活動を持続可能なものとするために、生産者と消費者の間の交流が頻繁に行われ、両者の信頼関係の構築に努力している様子を見る。消費者の意識分析から、「食の安全」を重視するタイプと地域環境を重視するタイプに分かれることが示されるが、時間の経過とともにやがて両方の課題に対する関心を高めていくことが示される。

このような地域密着の有機農業は所得以外の面で多くの評価すべき成果を上げていることは、ケイパビリティ・アプローチによって評価できることを示す。地域密着の有機農業が目指してきた「食の安全」や環境保全の他、生産者と消費者の間の交流などの地域の活性化は、人々の暮らしの良さ（Well-being）を構成する重要な機能である。マーサ・ヌスバウムのケイパビリティのリストには、地域密着の有機農業が目指している機能が多く含まれることを示す。

第3部は、韓国における親環境農業を取り上げる。第6章では、韓国における親環境農業のマクロ的な発展過程を概観する。韓国では70年代に先駆的農民や生産者団体の努力によって有機農業が発展し、90年代になってから政府の積極的な支援の下で親環境農業が発展していく。韓国では最近、認証業務が民営化され、民間認証機関の活動が目立つ。第7章では、認証制度を基にして発展してきた韓国の親環境農業が、大手の参入とともに親環境農産物の競争が激化し、小規模な生産者グループには不利に働き、それらのグループは地域密着に移行しつつある様子を見る。

第8章は本論文の結論部分であり、日本と韓国の比較を通して、有機農業にはふたつの発展パターンがあり、経済パフォーマンスでは劣る地域密着や産消提携の有機農業もケイパビリティの観点から適切に評価されるべきものであり、地域活性化の観点からは重要な役割を担うことを論じる。

補論では、日韓以外の事例としてタイの有機農業について取り上げる。タイではまだ有機認証制度が確立していないが、提携型の有機農業が、国王の支援と、仏教やロイヤル・プロジェクトのネットワークを通して広がりつつあることを示す。

有機農業の研究は、生産者との関係構築が難しく、特に所得に関する調査を行うことは困難である²。そのため本論文では、所得を中心にした数量的手法よりも、有機農業の役割に焦点を合わせた定性的手法を採用した。韓国の事例が示すように有機認証を得た大規模生産者グループは大きな収入を得ることができるが、地域密着を志向する有機農業の場合にはそれは容易ではない。所得では評価されなくても、「食の安全」や環境保全や地域の活性化に大きな貢献をしていることを評価しようとするればケイパビリティのような定性的なアプローチをとらざるを得ない。むしろ、所得アプローチをとらなかったからこそ、こ

² 有機農業の経営費分析を行っている研究も存在する。KIM Chang-gil, KIM Tae-young (2004) は稲作農家を対象に慣行栽培と親環境農業の経営費分析を行い、高橋 (2005) は既存の有機農業の経営面に関する理論・実証研究をまとめている。

れまでの研究では明らかにされてこなかった有機農業の新しい側面が見えてきたと言えるだろう。

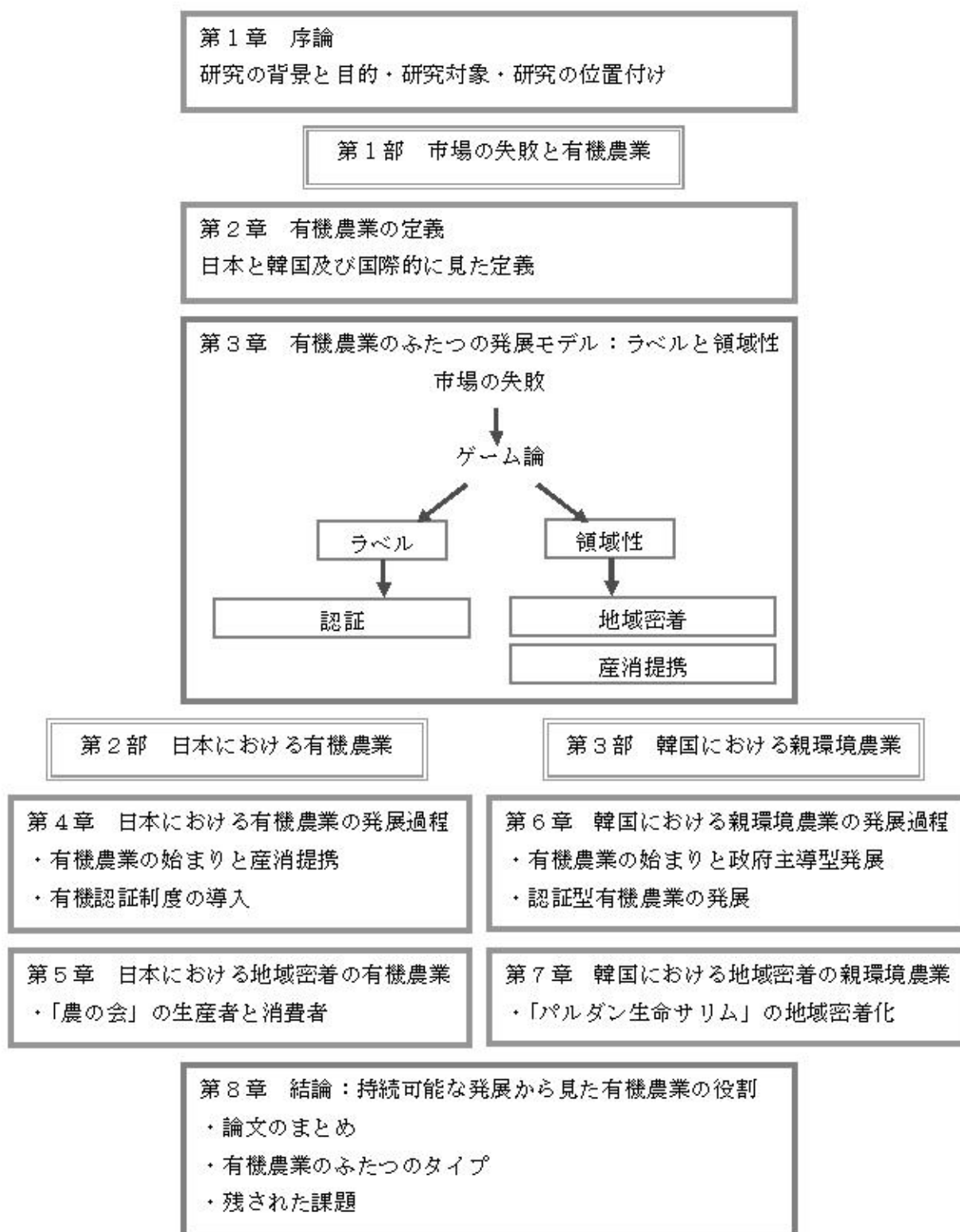


図1-1 論文の構成

第1部 市場の失敗と有機農業

第2章 有機農業の定義

1. 本章の目的及び構成

有機農業とは何かに関しては様々な定義がなされている。有機農業は、農民自らの慣行農業に関する反省、農家の自立などから発した生活改善運動や、安全な食に対する消費者運動、環境破壊に対する環境保護運動、景観の保全、地産地消、地域通貨、町おこしなどの地域の活性化を目指す様々な試み、食育、スローフード、動物愛護、動物の権利（アニマル・ライト）などと深く関係しており、現在、日本だけではなく、世界各地で見られる様々な社会的活動としての運動と見ることができる。特に世界的に環境への関心が高くなりつつある現在、有機農業は環境負荷を低減させ持続可能な発展を目指すひとつのキーワードになっている。また身近な観点からは相次ぐ食の安全問題に対する消費者の要求に答えるための手段としても捉えることができる。

本章では、本論文で対象とする有機農業の定義を行う。有機農業の定義は、ただ化学肥料や化学農薬を使わない技術的なものだけではなく、より多様な概念として理解することができる。そこでまず、様々な有機農業の定義を整理して置くことにする。そのために、次節ではまず有機農業の歴史を、欧米と日本に分けて見ていくことにする。第3節では、このような歴史を踏まえて現在、一般に広く定着している有機農業の定義についてまとめる。まず、本論文の主な研究対象地である日本と韓国における有機農業の定義をまとめ、次に国際的に見た有機農業の定義を整理する。そして本論文で事例研究として取り上げる「あしがら農の会」（日本）と「パルダン生命サリム」（韓国）の有機農業の定義を比較する。

2. 有機農業の歴史

2. 1. 欧米における有機農業の歴史

欧米における有機農業の歴史は1900年代まで遡る。有機農業の潮流は、大きくふたつに分けられることができる³。そのひとつはイギリス出身のAハワード（Albert Howard, 1879～1947）からアメリカのJ.I.ロデイル（J.I. Rodale, 1899～1971）につながるものであり、もうひとつは、オーストリア出身のルドルフ・シュタイナー（Rudolf Steiner, 1861～1925）によるものである。

³ このように欧米の有機農業の潮流について紹介している研究としては、保田（1985）、久保田（2005、2008）、小川・酒井（2007）などがある。

イギリスの植物病理学者である A. ハワードは 1905 年から 1931 年までインドで研究を行い、「インドール方式」という堆肥作りを考案した。また 1940 年にはその経験を基にした『農業聖典』を執筆しており、これは今もなお有機農業のバイブルになっている。彼は永続的な農業のためには、地力維持が一番大事なことであり、有機物による堆肥作りについて主張してきた。A. ハワードの影響を受け、その具体的な実践に取り組んだ人物が J. I. ロデイルである。

J. I. ロデイルはオーガニック・ファーミングを世界的に広めた人であり、1942 年、ペンシルベニア州エマウスで 24ha の農場を求め、有機農業センター出版社（ロデイル社）創設した。月刊誌としては「有機園芸」（オーガニック・ガーデニング）を発行し、1945 年には「Pay Dirt: 『有機農法』（一楽照雄訳、1945 年）、『黄金の土』（酪農学園通信教育出版部、1950 年）」という本を出した。J. I. ロデイルは、A. ハワードの主張をつなぐ形として何よりも肥沃な土壌作りに力を入れていた。

L. ブロムフィールドは『楽しい谷』（1943 年）という本で、土壌浸食の危機的状況に対して土壌保全管理などの面で農業のあるべき姿を模索し、1947 年には『マラバー農場』を出版した。その他、F. H. キングは『東亜四千年の農民』（1944 年）を、デール・カーターは『土と文明』（1955 年）を出版し、有機農業の先駆的な考え方を示した。

哲学者であり科学者であるルドルフ・シュタイナー（オーストリア出身）はバイオダイナミック農業を提案した。彼は自立した農場を理念とし、「生きた有機体である土壌」を大事にして、厩肥の作り方など具体的な実践方法を提唱した。農学者エーレンフリート・プファイファーは、シュタイナーの精神を引き継ぎ『土壌の肥沃度』（1937 年）と『土壌の諸相』（1947 年）を執筆、バイオダイナミック農法の運動をスイス、オランダ、ドイツ、デンマーク、北欧諸国、アメリカに広げた。

2. 2. 日本における有機農業の歴史

日本の有機農業の起源は明治時代まで遡る。地力維持のための水田システム、自給型小農複合経営システムは明治時代から発見できるものであった。その後、農地改革によって地主制が解体し、自作農体制の基盤が作られた。1950 年代の農業は、近代化される 1960 年代とはちがうもうひとつの農業とよぶことができる（渡辺 1984, pp.84-85）。自分たちの手で新しい農業の方式を作り出していけるという日本農業の新しい可能性や希望を見せた時代であった。共同で生活改善を考え、自給肥料を活用した地力培養に努力していた。特に 55 年以降は米作の飛躍的發展を遂げる。労働節約的技術、有畜化の進展、堆肥や耕土培養事業などによる地力培養的技術が進展していた。しかし、60 年代に入ってから有畜の集団化、規模拡大の傾向を経て、輸入飼料によって自給飼料より購入飼料が増えることになった。「元来、農業の本質は、その基盤である地力を保ちつつ、農産物を永続的に再生産し続けていく営みである」。「農業経営の内部で、経営と経営との間で、地域の中で、都

市と農村を結んで、多種多様な有機的物質循環の環をつくり、自然農業と生態系を守りながら、永久に続く生命の再生産システムをつくりだすことこそ、これからの農業の課題である」(渡辺 1984, pp.111-112)。

宇田川 (1984) は、有機農業の始まりは焼畑農耕 (移動農業) であるとする。ここで大事なのは土の中の有機物の存在やその維持、再生である。休耕地の利用から二圃式、三圃式などができた。またそこに畜産が上手に利用された。自然の仕組みを理解し、上手に利用していくことが有機農法である。

日本の有機農業の確定・普及に貢献したのは一楽照雄である。一楽は、近代農業批判の先達としてハワードやロデイルなど欧米の有機農業の原理を学ぶとともに、「機」を東洋の「天地、機有り」に相通ずるものとしてとらえ、それからの日本における「あるべき農業」を「有機農業」と名づけることにした (久保田 2005, p.253)。その意味で、日本の有機農業は、歴史的には欧米のふたつの潮流の中、ハワード・ロデイルの影響を受けていると考えられる。

黒澤西三による「野幌機農学校」(42 年創設) がまた有機農業に関する教育の前身である⁴。一方、哲学的信念からの自然農法を行ってきたのは福岡正信であり、1950 年代から自然農法を試みてきたのは岡田茂吉である。1971 年には有機農業生産者、専門家、学者などを中心に日本有機農業研究会が発足するなど、日本において有機農業が消費者運動と連携して積極的な姿として現れる 1970 年代以来、有機農業は具体的な形と伴って展開していく。

3. 有機農業の定義

3. 1. 日本と韓国における有機農業の定義

表 2-1 は、日本と韓国における有機農業の定義についてまとめたものである。日本では代表的である日本有機農業研究会 (1988 年) による定義では、農法として化学肥料や農薬を使わないことが明記されている他、地域の資源を活用することが重視され、「自然が本来有する生産力を尊重する方法」を指している。「有機農業の推進に関する法律」(2006 年) における定義でも、「化学的に合成された肥料や農薬を使用しないこと」と「遺伝子組換え技術を利用しないこと」が明記されている他、環境への負荷をできる限り低減することが重視されている。一方で、両方とも「食の安全」に関する言及は特に見られない。

これに対して、韓国では、厳密な無化学肥料・無農薬の有機農業だけでなく減農薬までを含めた幅広い観点から有機農業が定義されており、環境にやさしい農業の総称として「親環境農業」として呼ばれている。このような親環境農業を推進しようとする政府の積極的

⁴ 50 年には、アメリカで有機農業を広めた J.I.ロデイルの著書 *Pay Dirt* を『黄金の土』として翻訳している。

な取組みとして韓国では1997年に「親環境農業育成法」が成立している。この段階で「親環境農業」は、農薬や施肥の適正利用を重視していたが、2006年の改正では化学資材の使用をなるべく抑え、最小化すべきこと明記されており、より厳密な有機農業に近づいている。またどちらの法律においても環境保全と「食の安全」の両面が重視されている。

表2-1 日本と韓国における有機農業の定義

日本	日本有機農業研究会 (1988)	有機農産物とは、生産から消費までの過程を通じて化学肥料、農薬等の人工的な化学物質や生物薬剤、放射性物質等をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたものをいう
	有機農業の推進に関する法律 (2006)	有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
韓国	親環境農業育成法 (1997)	親環境農業とは、農薬安全使用基準を遵守し、作物別施肥基準量を遵守し、適切な家畜飼料添加剤など化学資材の使用を適正水準に維持し、家畜糞尿の適切な処理および再活用などを通じて環境を保全し、安全な農畜林産物を生産する農業をいう。
	親環境農業育成法 (2006改正)	親環境農業とは、合成農薬、化学肥料および抗生・抗菌剤など化学資材を使わず、もしくはこれらの使用を最小化して農畜林業副産物のリサイクル等を通して、農業生態系と環境を維持保全しながら安全な農畜林産物を生産する農業をいう。

日本では、1996年の「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」において92年のガイドラインが一部改正され、「有機農産物」と「特別栽培農産物」のふたつに分類して明確に定義されることになった。「有機農産物」とは、化学肥料や化学農薬をまったく使わないものであり、「特別栽培農産物」とは、化学農薬や化学肥料の使用を低減することを基本にしたものであり、その基準は次の通りである(表2-2参照)。すなわち、当該農産物の生産過程等において①節減対象農薬⁵の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること、②化学肥料の窒素成分量が、慣行レベルの5割以下であることのみである。ここで言う慣行レベルは、地域ごとに異なる。表示に対しては、化学農薬や化学肥料の「不使用」や節減対象農薬や化学肥料(窒素成分)の「地域比〇割減」を記載することになっている。一方、「無農薬栽培農産物」「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化

⁵ 「有機農産物 JAS 規格」で使用が認められている農薬のことで、生石灰や性フェロモン剤、食酢などが含まれる。

学肥料栽培農産物」等の表示は禁止されている。

表2-2 有機農産物および特別栽培農産物の分類

	化学肥料	化学農薬
有機農産物	使用不可	使用不可
特別栽培農産物	窒素成分量の慣行レベルの5割以下	節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下

出所：筆者作成

3. 2. 国際的な有機農業の定義

世界的に通用されている定義としては、IFOAM とコーデックス (Codex) によるものがある。まず、IFOAM⁶ (International Federation of Organic Agriculture Movements : 国際有機農業運動連盟) は 1972 年にパリ近郊で設立され、世界中で有機農業の普及に努めてきた草の根の会員組織 (国際 NGO) である。IFOAM の使命は、有機農業運動をそのすべての多様性において、リードし、結びつけ、支援することであり、IFOAM の目標は、有機農業の原理に基づいた生態学的に、社会的に、そして経済的に健全なシステムの世界的な導入である。IFOAM では、有機農業の定義を四つの原理に基づいて説明している。①健康の原理：有機農業は、土・植物・動物・人・そして地球の健康を個々別々に分けでは考えられないものと認識し、これを維持し、助長すべきである。②生態的原理：有機農業は、生態系とその循環に基づくものであり、それらと共に働き、学び合い、それらの維持を助けるものであるべきである。③公正の原理：有機農業は、共有環境と生存の機会に関して、公正さを確かなものとする相互関係を構築すべきである。④配慮の原理：有機農業は、現代と次世代の健康・幸福・環境を守るため、予防的かつ責任ある方法で管理されるべきである。これは、多様な面から有機農業を換気するようにしている。

もうひとつ、有機農業の規格に関して係わっているものがコーデックス (Codex) である。コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission) は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962 年に FAO 及び WHO により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格 (コーデックス規格) の作成等を行っている (日本は 1966 年より参加)⁷。このようなコーデックス (Codex) では、有機農業を、環境保

⁶ 現在、世界 111 カ国以上の約 770 団体が IFOAM に加盟している。

(<http://www.ifoam.org/index.html> 参照)

⁷ コーデックス委員会の下に、計 31 部会 (休会中の部会も含む) が設けられており、部会は、参加国の中から選ばれたホスト国が運営しており、会議は通常ホスト国で開催される。2008 年 3 月現在、参加国は、176 カ国及び 1 加盟機関 (EC) であり、事務局を FAO 本部 (ロ

全の多様な方法の中で幅広い範囲で扱っている。有機農業は生物多様性、生物的循環、土壌生物活動を含む農業生態系を強化し、促進する総合的な生産システムである。有機生産システムは、社会的に、生態学的に、経済的に持続可能である最適な農業生態系を達成することを旨とする生産の具体的でかつ精密な標準を基にしている（Codex1999、pp.2-3）。

3. 3. 地域を重視する有機農業の定義

3. 3. 1. 日本の「あしがら農の会」の定義

日本の研究対象事例である「農の会」では、表2-3のようにその活動指針を定め、有機農業に進めている。「農の会」の活動指針には特に有機栽培に向けて化学肥料や農薬などの使用に関する言及は見られないのは、化学肥料や農薬を使わないことが前提となっているからである。それを前提として、有機農業の向けての活動の方向は、地域の放棄農地を復興させ、化石燃料への依存を減らした自然の力を活用する農法を目指し、これらの活動を通して市民と農家が一緒になり市民自給型の暮らしを追求しようとしている。

このことから「農の会」が考える有機農業の定義は、単に農薬や化学肥料を使わないといった技術的な狭い概念ではなく、地域資源の活用や、生産者だけではなく地域住民まで巻き込んで実践していく幅広い概念であると見ることができる。

表2-3 「農の会」の活動指針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 放棄農地の復興をはかるとともに、その発生の減少に寄与する2. 化石燃料への依存を減らし、自然の力を活用する農法を確立する3. 市民自給型の新しい暮らし方を追求し、提案していく4. 市民農¹⁾と農家との互惠のしくみをつくる |
|---|

注1：市民農とは、自らの食料自給のために農作業に参加する地域住民をいう。

3. 3. 2. 韓国の「パルダン生命サリム」の定義

韓国の研究対象団体である「パルダン生命サリム」では、表2-4のように「パルダン生命サリム」の前身である「パルダン運動本部」の設立理念により有機農業を実践している。「パルダン生命サリム」の場合も有機栽培に関して化学肥料や農薬の使用に関する技術的な言及はなく、有機農業を自然の摂理に順応する「正しい農事」と表現している。そして、このような有機農業を通して地域の環境保全を図り、農村の共同体を回復してい

（マ）にする。

く運動として定めている。「パルダン生命サリム」もまた有機農業を幅広い観点から捉えていることが分かる。

表2-4 「パルダン生命サリム」の前身である「パルダン運動本部」設立理念

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自然の摂理に順応する正しい農事を実践・普及する。2. 八堂湖の水質保護など環境保全運動をする。3. 農村の共同体回復運動 |
|---|

出所：パルダン生命サリム（2005）より作成

4. 小括と本論文における定義

有機農業は、世界中で長い歴史を持っている。欧米の歴史から見ると、ひとつは堆肥作りを大事にしていたイギリスのハワードからアメリカのロデイルにつながる流れがあり、もうひとつはオーストリアのシュタイナーによるバイオダイナミック農法であり、これはヨーロッパ全域で見られる有機農業である。

日本においては、有機農業の起源を地力維持のための水田システムと自給型小農複合経営システムが見られた明治時代までに遡ることができる。その後、1950年代までは共同で生活改善を考え、自給肥料を活用した地力培養に努力していたが、60年代に入ると農業は近代化し、70年代になって有機農業は定着していく。日本有機農業研究会（1988年）と有機農業推進法（2006年）では、農法に関する記述があり、環境保全面は重視されていたが、食の安全に関しては言及されていない。それに対して韓国では有機農業を含む親環境農業という幅広い概念で有機農業が発展しており、「親環境農業育成法」においてその定義が定められている。1997年と2006年の改正法の比較では、改正後、より有機農業に近い概念で捉えている。この定義では、環境保全と食の安全の両方の側面が重視されている。

国際的にはIFOAMとコーデックスによる有機農業の定義が最も普及している。IFOAMでは有機農業の定義に必要な有機農業の原理からその定義を行っている。コーデックスでは有機生産システムを、社会的、生態学的、経済的という幅広い概念で捉え、その最適な農業生態系を達成することを目指す生産の具体的でかつ精密な標準として定めている。

有機農業とは、狭義には「化学的に合成された肥料や農薬を使わない農業」であり、広義には「人間を含む生態系全般に負荷を与えず、食の安全と地域環境保全を目指す生産システム」である。その生産システムには、生産者だけでなく、消費者である地域住民も含まれ、地域コミュニティ（共同体）全体の機能が持続可能なものでなければならない。本論文では、有機農業をこのように広義に捉える。

第3章 有機農業のふたつの発展モデル：ラベルと領域性

1. 本章の目的及び構成

第2章では、有機農業を、ただ化学肥料や農薬を使わないという狭義のものだけではなく、生態系に負荷を与えずに、「食の安全」と環境保全を目指す生産システムとして見なし、生産者だけではなく、消費者や地域住民による地域コミュニティ形成につながるものとする広義のものとして捉えることを見た。本章では、このような定義からも分かるように有機農業が目指す「食の安全」と環境保全がどのような理論的枠組みの中で有機農業と関わっているかを取り上げ、その理論的背景の基で有機農業はどのように発展してきたかを明らかにすることを目的とする。

有機農業が対処しようとしている問題は、「食の安全」と環境に分けることができる。生産者と消費者との「顔の見える関係」が遠くなることが「食の安全」に対する脅威となり、慣行農業が農薬や化学肥料によって環境に負荷を与えている。これらの現象は、不完全情報と外部不経済によって生じており、市場の失敗と見なされる。アクセルロッドは、その克服策としてラベルと領域性というふたつの方向性があることを理論的に示した。有機農業の場合、それぞれ認証と地域密着と産消提携に対応していると見ることができる。

本章の構成は次の通りである。次節では「食の安全」に関しては「不完全情報」の問題として、また環境に関しては外部不経済の問題として提示し、これらの問題はいずれも「市場の失敗」として捉えられるものであることを示す。第3節では「市場の失敗」を克服する手段として、アクセルロッドのラベルと領域性について検討する。そして、第4節でラベルと領域性というふたつの克服策は、有機農業の場合、ラベルが認証であり、領域性が地域密着と産消提携であることを示す。

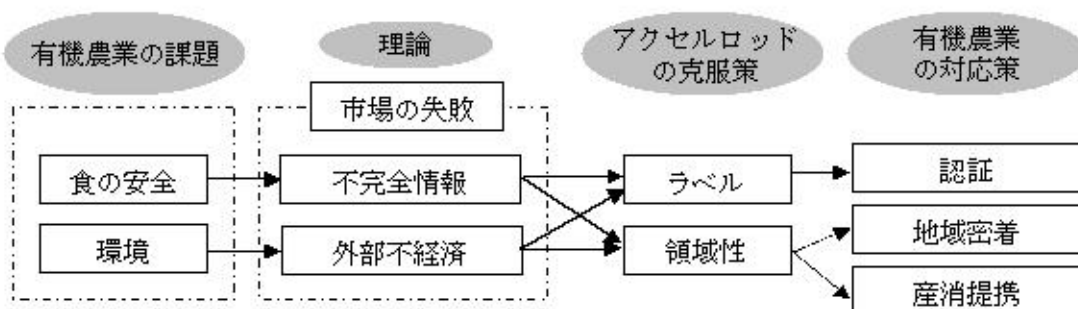


図3-1 本論文の理論モデルと有機農業の対応関係

2. 食の安全と環境：市場の失敗

2. 1. 食の安全と不完全情報

中国の毒入りギョウザ問題や粉ミルクのメラミン汚染問題や日本における汚染米の転売問題など、相次ぐ食品偽装問題に見られるように、現在、われわれは「食の安全」に対して強い危機感を持っている。しかし、食品安全問題は、古くは 1950 年代に発生したイタイタイ病に代表されるカドミウム (Cd) 汚染、水銀中毒問題があり、最近では 2001 年の BSE 問題や 2004 年の鳥インフルエンザ問題、さらには GMO まで幅広い面で多様なものまで含まれる。

このような「食の安全」に関する問題の大きな理由のひとつとして「食と農との距離」があげられる。そのような距離をもたらしたのは「食の外部化」であり、そのうち最も早く外部化したのは、食材の調達と安全性の確認である (中嶋 2004a, p.25)。つまり、「食」に関する問題が他人に任されることを指す。さらには、外食や中食に見られるように「食生活の外部化」が起こり、日本のフードシステムが大きく変化していった (時子山 1999)。

「食の安全」に関わる問題の本質は、食材の品質に関する情報が不完全にしか消費者に提供されないために、消費者が適切な行動をとれないというところにある。つまり、情報の不完全性の原因は、食の外部化によって生産者と消費者の距離が広がっていったために、情報認知が非対称的となっていることと、途中で起りうる事故に対して予測がつかないという不確実性の存在が存在していることにある (中嶋 2004a, pp.27-28)。

時子山と荏開津は、フードシステムの複雑化により消費者と製造業者との距離が遠くなり、食品に関する消費者の知識が乏しいことを「情報の不平等性」と呼ぶ (時子山・荏開津 2005, pp.174-175)。そもそも食料経済では、「情報の不平等」は、「市場交渉力」の問題と同様に政府の役割を必要とする分野である (同上書, pp.169-174)。市場交渉力の問題とは、大規模企業の市場交渉力が強いことを指し、大規模企業とその取引相手である中小の業者や消費者の間に立って正当な取引を実現させるために政府の役割を必要とする。一方、「情報の不平等」では、消費者の乏しい情報を補完するために政府の役割が必要とされる。

これと同様な観点から、中嶋は、安全対策に関連しても市場メカニズムでは「障害」が起こり、市場の失敗を起こすとした。安全管理に関しては、「事業者の自主性だけにまかせては万全でなく、社会的にみて望ましい衛生安全水準を達成することはできないと言われている。なぜならば、意図的に違反する悪質な企業がいた場合にそれを排除することが難しく、正直に衛生安全対策に取り組む企業であってもその対策の水準は不十分なものが多いからである」 (中嶋 2004b, p.55)。その原因としてあげられるのが、情報の不完全性である。中でも事前でも事後でも品質が確認できない「信用財」⁸に対して危害を防ぐために

⁸ 消費者における品質の認知可能性については三つのパターンがあり、探索財、経験財、

は公的な規制が必要であるとする（同上書、pp.56-63）⁹。

生源寺（1998）は、「いまや農業政策上も無視することができない消費者の有機農産物指向の背後には、食味と安全性といった財そのものの属性に対する選好に加えて、その農産物の生産をめぐる農業経営者の理念への共感や、環境問題への関心への高まりに端的に示される子や孫の世代の福祉に対する顧慮といった因子が作用している点も見逃すことができない。つまり、生産から流通・販売に至る財供給のもろもろの背景に関する射程の長い思慮が、消費行動に影響を与える構造が徐々に強まりつつあると言ってよい。食と農の距離の拡大が言われて久しいが、距離が広がれば広がるほど、その隔たりを埋める情報が求められ、得られた情報が消費行動に影響を与えるようになることは、むしろ自然な傾向であるのかもしれない」と指摘している（生源寺 1998、p.337）。つまり、消費者は、自分たちが食べるものが生み出される環境だけでなく、それを作る生産者の生活までも考えるようになるということである。これは、日本で産消提携や地域密着有機農業に典型的に見られる傾向である。

2. 2. 環境と外部不経済

環境問題の歴史は古い。「環境問題は人類が都市を形成した古代社会以来発生しているのだが、18世紀の産業革命以降の産業化と都市化によって深刻になり、環境政策は19世紀の半ばになって、ようやくはじまったと言ってよい」（宮本 2007、p.1）。

農業の環境問題は、日本では60年代以降の経済の高度成長期に農業の「選択的拡大」によって農業が大規模化・集約化・機械化に象徴される大きな変貌を遂げたことによって顕在化した（横川 2005、p.1）。一方、飲料水の大部分を地下水に依存するEU諸国では、集約的農業によって地下水が汚染され、国土の環境保全のために、国土の大きな割合を占める農業の見直しが必要となり、農業政策と環境政策を統合した「農業環境政策」という新分野が推進された。1980年代中頃から欧米諸国を中心とした環境保全に向けた農業政策への転換の背景として次の要因が挙げられる（大賀 2004、p.142）。

- ① 農業の環境に対する負荷の増大（効率化のための大規模化・集約化、残留農業問題、農業に由来する地下水汚染などによって、資源管理、人の健康に障害が生じ

信用財である。探索財とは、事前と事後の両方で品質が確認できるものであり、経験財とは、事前には分からず、購入してから品質が確認できるものであり、信用財とは、事前にも事後にも品質は確認できず、商品を信用しているから購入するというものである。中でも食品の信用財的特性による危害としては残留薬品があげられる（中嶋 2004b、p.58-59）。⁹ 食の安全対策と関連する市場の失敗の原因としては、その他に、競争の欠如（独占）があり、戦後の劣悪な衛生・安全状態から克服するために「食品衛生法」（1947年）以降、様々な規制が整備された。また、外部効果によるタダ乗りがあり、高度な衛生管理を維持するためには関係する部門間でコストが分担される必要があるというものである。最後に、公共財としての安全対策の必要性があげられる。

る)

- ② 農業の持続性の喪失（土壌劣化、塩害、砂漠化、地下水の枯渇、環境への負荷、天然資源の劣化、農業生産そのものの困難）
- ③ 農産物・食料の安全性への強まる懸念（食料に対する先進国におけるニーズが量から質へと変わり、食品の安全性が最優先の課題になった）
- ④ 地球規模での人口・食料問題（食料・人口の見通しについて、かつての楽観論から慎重論へと軌道修正。今世紀の食料需給はより厳しい方向へ変化する。その主要な要因として、水質汚染、土壌の劣化、水資源の枯渇、地球の温暖化などの環境問題があげられている）

ここで述べられている残留農薬、土壌劣化、塩害、砂漠化、農業に由来する水質汚染、水資源の枯渇、健康障害などは外部経済に属するものである。横川（2007）は、「農業環境問題における基礎的概念は、内部経済としての農業活動の技術的外部効果論（外部経済論ないし外部不経済論）である。外部経済は農業の公益的機能（多面的機能）であり、外部不経済が農業公害（自然破壊、アメニティ破壊、環境汚染）である」（横川 2005、p.1）とした。

植田によれば、環境の基本的機能には、自然資源基盤、アメニティの供給、廃物の同化・吸収、生命サポートシステムがあり、環境問題とは、「人間活動が、これら四つの機能を破壊すること」である（植田 1996、pp.5-6）。「環境問題で共通していることは、環境破壊という現象を通じて人間生活に何らかの悪影響を及ぼし、その結果として人々の福祉水準を低下させることが、社会問題化していること」（同上書、p.3）である。環境の基本的機能である「アメニティの供給」とは「市場価格では評価できないものをふくむ生活環境であり、自然、歴史的文化、街並み、風景、地域文化、コミュニティの連帯、人情、地域的公共サービス（教育、医療、福祉、犯罪防止など）、交通の便利さなどを内容としている」（宮本 2007、p.129）。我々が対象とすべき外部不経済には、単に自然環境の破壊だけでなく、歴史的文化、街並み、風景、地域文化、コミュニティの連帯、人情、地域的公共サービスの破壊まで含むものである。

3. 市場の失敗の克服：ラベルと領域性

不完全情報によって捉えられる「食の安全」の問題や、外部不経済によって捉えられる環境問題は、「市場の失敗」の事例である。「自由な経済活動は、所得格差、資産格差、公害などの環境問題などを引き起こし、拡大する経済活動によって、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨による熱帯雨林の破壊など、地球規模での環境問題も深刻化している。このように、自由な経済活動によって生じる歪み」（伊藤 1992、p.6）が「市場の失敗」と呼ばれるものである。このような「市場の失敗」が生じるのは、市場が価格情報に注目し、

非価格情報を軽視するところにその原因があると考えられる。

原が指摘するように、「経済取引にとって必要な情報は、決して価格情報だけではない。完全競争型市場経済論は、通常のテキストでは明示されることがないという意味での『語られない前提』として、取引される財・サービスの品質に関する情報を参加者全員が完全に保有していると想定しているのである。レモンを、その中味の品質に応じて仕分けしてそれぞれに別の市場を作りあげるといったことが、そう簡単に出来る訳がない。つまり現実世界の取引に際しては、常に品質が問題になってくるのである」(原 2002, p.51)。

「品質に関する情報は、大きく次の2つの種類に分類出来る。ひとつは、消費者の嗜好、商品の品質、そして労働者の潜在的能力といった情報である。これは取引契約の前に存在している属性に関する情報であり、隠された知識 (hidden knowledge) と表現しうるものである。もうひとつは、労働者の勤怠度や資金の借り手のまじめさなど、取引相手の契約後の経済行動にかかわる情報であり隠された行動 (hidden action) とよべるものである。取引者が前者のタイプの情報を不完全にしか収集しえないときには、逆選抜 (adverse selection) とよばれる帰結が生じるし、また後者のタイプの情報が不完全な場合には、道徳的危険 (moral hazard) とよばれるような帰結が生じてしまうのである」(同上書, p.51)。

これらの問題を防ぐ方法としては、逆選抜が起きないするためには、正しく品質を伝えるシグナルを送ることがあり、道徳的危険に関しては、相手が真面目に仕事をするインセンティブを与えるような契約があげられる (西村 1996, pp.182-183)。

「価格は、希少資源の配分という機能だけでなく、配分された場での利用効率にも強い影響を及ぼす。この点まで含めて考えると、完全競争型市場理論は、価格メカニズムが有効に機能する前提としての市場経済がかかえる困難な問題をほとんど軽視した理論でしかなく、また価格がもつ選抜、インセンティブ賦与という重要な機能を無視し、経済的希少性に関するシグナル機能だけを過大評価した理論であると、結論づけてよい」(原 2002, p.52)。価格情報だけに集中し発生する市場の失敗を克服する方法として、アクセルロッド (1987) は「領域性 (Territoriality)」と「ラベル (Label)」¹⁰を取り上げる。

「競争関係にある諸個人間の相互作用のなかで、協調を進化させる要因として、いくつかの社会的契機をとりあげている。ひとつの契機は、領域性と名づけられている、親族や村落社会の成員といった結び付きである。こういう領域ないし範囲内では、成員間でのつきあいはほぼ永続的であることが予想されて、協調が生まれやすい。個人が自らの利益を求めて戦略的意思決定をおこなう前に、既にこういう範囲内にいる他人とはどのような相互関係を持つべきかが決められているといってもよい。こういう領域性がある範囲内では、多様な技能をもった人々を社会的に有用な仕事にはりつけるという選抜においても、また人々がさぼることなく熱心に働こうとするインセンティブを与える点においても、潜在的に可能な資源配分・利用が十分に実現しているという意味で、市場の失敗がさけられるこ

¹⁰ アクセルロッド (1987) では、原書での「Label」を「レッテル」と表現しているが、筆者は原書のまま、「ラベル」に表記することにした。

とになるう」(原 2002、p.57)。このような領域性は、有機農業の分野では地域密着の追求する方向である。

これに対して「こういう領域性や仲間といった範囲をこえてより広く、経済生活の方法が非常に異なる異質の集団をふくむ社会全体に経済取引のネットワークがひろがっていくときには、社会全域にわたって市場の失敗をさける調整を人々が自発的に作りあげていくことは困難とならざるをえない。アクセルロッドは、領域性の範囲にくらべると相対的により広い開放的な社会空間内での戦略的意思決定に関して、ラベルないし指標 (index) と名づけるものが重要な役割を果たすことに注目している。広い開放的な社会空間内に、はなれて生活する不特定多数の他人と社会関係を結ぶに際しては、ある特定の個人に関してその人の持つ潜在的な能力や行動態度といった情報を知ることは非常にむずかしい。そのため、そういう個々人のもつ特徴を知ろうとする努力にかえて、誰の眼にも容易に観察しうる外見的なラベルないし指標によって、そういうラベルを持つ者は平均的にあるタイプの行動をすると想定して、その人との関係を作ろうとすることが多くなってこよう」(原 2002、p.57-58) ¹¹ここでいうラベルは、まさに有機認証に相当するものである¹²。

アクセルロッドは、協調を進化させる要因として次の 4つを提案している (アクセルロッド 1987、pp.150-152) ¹³。

- ① ラベル (Label) とは、性別とか肌の色のようにプレイヤー¹⁴がもつ固有の特徴であり、相手のプレイヤーがあらかじめ観察できるものである。それによって、安定的な型分けや身分の階層構造ができることがある。
- ② 評判 (Reputation) とは、固定したものではなく、前に他のプレイヤーとつきあった際に彼がどんな戦略をとったかを、次の相手が知るときに生じるものである。
- ③ 規制 (Regulation) ¹⁵とは、政府と被支配者との間のひとつの関係である。
- ④ 領域性 (Territoriality) とは、プレイヤーが他者とまんべんなくつきあうのではなく、近隣にいる者とよくつきあう場合に生じてくる。

その中でアクセルロッドは、同じ属性を持つラベルがまとまることにより (①)、それは評判になり (②)、その評判を維持するために、「規則を定め、施行する必要がある」(③)とする (同上書、pp.153-162)。これに対して、社会構造の別の性質としてあげているの

¹¹ 原 (2002) ではラベルではなく、レッテルという言葉が用いられているが、ここでは統一のため、ラベルに換えている。

¹² フェアトレード・コーヒーの認証は「フェアトレード・ラベル」と呼ばれる。

¹³ アクセルロッドは協調関係が成立するための条件を見るために反復囚人のジレンマというゲームを行い、「しっぺ返し」(TIT FOR TAT) という互惠主義に基づく戦略が優勝したことを用い、その中から協調関係の諸条件を明らかにしている。

¹⁴ 「意思決定主体」を指す。(武藤滋夫『ゲーム理論入門』日本経済新聞社、2002、p.15)

¹⁵ 翻訳書では法則となっているが、原書の「regulation」により規則とする。

が「領域性」である。その領域性は、ふたつの意味を持っている。ひとつは地理的な意味であり、物理的な空間のことである。たとえば、塹壕戦に見られる、殺しも殺されもしないやり方は、前線のある部分から近隣の部分に広がっていく。もうひとつの考え方は、プレイヤーの特徴を表す抽象的な空間である。たとえば、飲料水のメーカー同士、政治色の同じ候補などが同じ領域性を持つと考えられる（同上書、p.165）。

食の安全と環境という問題に対処する方法には、まさしくこのようなふたつの方向が考えられる。つまり、「ラベル」から始まった評判による「規制」を定めるか、物理的あるいは抽象的空間という「領域性」を利用するかである。有機農業に即して言うと、前者はラベルの機能を「認証制度」が担うものであり、後者は、物理的空間としての「地域」という身近な空間を活用した「地域密着」があり、抽象的空間としては同じ意識を持つ生産者と消費者をつなぐ「産消提携」があげられる。この時の「産消提携」は、必ずしも地理的な近さを必要としない。

上述したアクセルロッドの提示した4つの要因は、有機農業の発展過程から見ると表3-1のように関係している。まず、民間主導の日本型有機農業は、1970年代に産消提携という生産者と消費者の信頼関係を重視した領域性から発展し始めた。80年代になると、有機農業は、各有機農業団体や流通団体を中心にした独自のラベルによって評判という要素を踏まえた上で発展していく。このような独自のラベルに、安定した評判を得るための手段として各有機農業団体は有機農業に関する情報を発信したり、消費者見学や交流などを活発に行うことになる。また、第三者機関によるチェックなどもラベルの評判を高めるひとつの手段として見るができる。90年代以降は、JAS法による有機認証制度が成立することによって、規制としてのラベルの動きが確認できる。これは、認証制度を用い、政策として積極的に有機農業を発展させている政府主導の韓国型有機農業の発展の方向であることが分かる。

一方で、韓国では、有機農業を含む親環境農業による農産物は全て認証を取るようになっており、評判による固有のラベルを用いることはできない。韓国の親環境農業は、ラベルの中でも法律に基づく完全な規制による発展が見られる。最近になっては、認証を取る農産物の競争が激しくなることにつれ、地域の消費者と密接な関係を持つ領域性の方に転換を進めている。

つまり、日本の有機農業の方向は、表3-1のAの矢印のように、産消提携という「領域性」から始まり、「評判」という要素を含めた「ラベル」を経て、認証制度という「規制」の方に向かっている。これに対して、韓国は、Bの矢印のように政府主導の「規制」から地域密着という「領域性」の方に向かっている。

表3-1 有機農業の発展過程から見たラベルと領域性

区分	ラベル	領域性
民間主導（日本型）	・評判（情報発信、消費者見学・交流、第三者機関によるチェック）	・評判（ローカルな地域における評判）
政府主導（韓国型）	・規制	_____

出所：筆者作成

日本と韓国で見られる地域密着有機農業の発展の中、その領域性の中身である信頼関係とはどんなものであるか。つまり、地域の消費者はなぜ地域の生産者が作った一般のスーパーより若干高いものを買うのであろうか。これは、地域の生産者の取り組みが地域の環境を保全しているからであり、一般に認証を受けたラベルの信頼より、地域内の「顔と顔の見える関係」が維持できる目に見える安全性を優先するからであると考えられる。これは生産者に対する消費者の信頼と見ることができる。一方で、消費者に対する生産者の信頼とは、生産者が消費者を信頼して長期契約を結び、様々な情報発信や便宜を図ることである。つまり、より安くより品質の良い農産物が他の農家から生産されたとしても「この消費者は」これまで通り、自分の農産物を続けて買ってけると信じて農産物を作れるということである¹⁶。このような両方の信頼によって領域性は維持されることになる。

しかし、ラベルには欠点もある。「ラベルという媒体を通してしか諸個人に関する情報が集団外に伝わらないために、異質な集団の間では密なるコミュニケーションが成立せず、社会内に異質な価値観・生活様式をもった集団がそのまま併存し続けることになる」（原2002、p.57-58）。「ラベルが機能するときには、潜在的に多様な技能・能力をもった個人を社会全体にとって有用になりうる形で仕事にはりつけることが出来なくなる。つまり、社会全体にわたって市場の失敗をさけることは容易なことではない」（同上書、p.58）。アクセルロッドもラベルに関して、「ほかの型の者とは協調していないこと、多数派と少数派という形をとるまでに格差が発展してしまうこと。少数派は多数派からさらに大きな被害をこうむっている」（アクセルロッド1987、p.152）という理由から「不幸」とであると表現している。有機農業の場合、認証制度は近くに消費者を見つけられない生産者にとって（つ

¹⁶ これに関連して波多野（1998、pp.39-40）は「有機農業の生産方法は、環境変動の影響を受けやすく、作物の生育適期の制約が大きいため、・・・栽培圃場の都合に合わせた生産・出荷体制を可能にするのは、こうした条件を理解する消費者の存在である」とし、このような消費者がいるから有機農業の多品目周年栽培が可能になるとする。また安・保田（1998、pp.61-62）では、同じく消費者の提携があるからこそ「多品目生産で、安定的な生産維持」が可能であるとした。

まり、領域性の戦略が採れない生産者にとって）広域的に消費者を獲得する上で有利に作用するが、大企業によって輸入された安価な有機農産物や大生産者の低価格の有機農産物との競争では力の弱い「少数派」として不利な立場に置かれてしまう。これは、韓国で有機認証が広まりつつある一方で、その競争から脱落した生産者が領域性（地域密着）に移行しようとしている現象と一致する。

一方、協調関係が持続するためには信頼関係の構築が必要である。西村（1996）が指摘するように、「現実社会におけるゲーム的状况は、繰り返し行われるゲームの最終回がいつかはわからなく、国家、集団、個人が存続し得る限りゲームが続いていくと考えた方がよい。その意味で無限回数の繰り返しゲームに、協調を誘発する戦略が存在するというのは、安心させられる結果である」（西村 1996、p.192）。またいつか終わると予想され、「裏切り」しがちな有限回数の繰り返しの場合においても「評判」という要素が入っていれば、「裏切る行動をとれば、社会生活の中で、裏切り者としての評判を受けることになる」（同上書、p.192）ために協調することになる。

アクセルロッドは、協調するためには、両者の「信頼関係」よりも、「つきあいを長続きさせて、一定期間内のつきあ回数を増やすこと、つきあいをもっと頻繁に行うこと」（アクセルロッド 1987、pp.136-137）の方が重要であると指摘しているが、訳者である松田があとがきで述べているように、そのような関係は、結局、「信頼関係」に結びつくようになることに注意すべきである。協調の「信頼」¹⁷の崩壊に関して、荒井（2006）は、その原因を「過度な自由」にあるとし、現在、起きている市場における数多くの不祥事は、組織のトップが関与しており、かれらの短期的な私利追求や他者の痛みに関心ない精神に起因していると主張する。さらに「市場における低信頼化は、新古典派経済学的な意味での信頼も市場で抱けなくなっていることを意味する。日本人が信頼を重視しながら市場を活用していたことは江戸時代の文献からも窺えるが、今日では市場主義という掛け声と呼応するように、市場から信頼が消失しはじめた。市場で金を稼ぐことは方法いかんにかかわらず正当であるという考え方が浸透し、市場も倫理的基盤の上で機能することが忘れ去られてしまった」（荒井 2006、p.211）と言う。

地域密着有機農業の場合には、消費者との持続的な関係を維持することが生活の基盤となっており、週に1～2回の野菜の宅配を行ない、同時にニューズレターを配るなどの工夫によって信頼関係を維持しようとする。

17 荒井（2006）による「信頼」の定義は、「個人Aが個人Bを信頼することは、Bの表明したことや（表明したい場合は）社会的に倫理的と考えられることをBが行うと、Aが期待することである」とし、「信頼」は確率で現れ、その信頼度を決定する要因には、①文化や法制度、社会などの環境、②個人B（相手）の特性、③個人Aと個人Bとの関係、④信頼に関係する事項の特性と⑤個人Aの特性があるとする。

4. ラベルと認証制度

前節では、「食の安全」や環境問題が「市場の失敗」のケースであり、それを克服するためにはラベルと領域性のふたつの方向があることを示した。本節では、ラベルを取り上げ、それが有機農業の場合には「有機認証」として用いられていること、そしてそれが日本や韓国においてどのように普及しつつあるかを見ていく。

有機認証は、もともと「食の安全」を求める消費者からの要請によって始まった。前節で見たように「食の安全」に伴う問題は、農産物に関する情報を消費者が掴み得ないという「情報の不完全性」に起因するものである。このような「情報の不完全性」が引き起こす「市場の失敗」を補正する政策は「食品安全政策」と呼ばれる（中嶋 2004a, p.47）。そもそも「食品安全政策の機能を考察するには、法制度レベル、規則レベル、実務レベルから構造的にアプローチすることが有効である。法制度は、不法行為に対する罰則や賠償を定めることと目標規格の設定をその目的としており、規則には、様々な手段があり、その手段としては、規格基準（性能・成分基準、製造・加工基準、調理基準、保存基準）、安全性審査、表示、認証、レベル、トレーサビリティなどがある」（同上書、p.52-54）。なかでも消費者に十分な情報を開示するために必要なものとして表示制度と認証制度の適切な運用があり、より完全な情報を得られるために実施されているのがトレーサビリティである（同上書、p.38）¹⁸。「トレーサビリティという概念の原型は、誰が作ったか、いつ作ったか、また誰が販売したか、いつ販売したかを確認することである」（中嶋 2004b, p.164-165）。トレーサビリティの役割は、①正確な表示、②回収の支援、③コンプライアンス（法令遵守）を確実にすること、④流通技術の向上¹⁹であり、このようなトレーサビリティを構築するためのシステムの条件としては、①分別流通、②部門間の情報の連結、③記録保持があげられる。

しかし、トレーサビリティを確保するためには、生産者と消費者の双方に負担がかかる。生産者は、今まで以上に多くの手間とコストをかけることになるし、消費者はそのコストを商品の価格上昇という形で負担することになる（時子山・荏開津 2003, p.175）。そのためトレーサビリティは、社会全体がコストを負担していくという合意が必要になる（中嶋 2004a, p.38）。

表示システムを維持していく上でもまた次のような「情報の不完全性」の問題は起こり続ける。すなわち、①表示のためのコストを負担しないフリーライダーの問題、②逆選択の問題（表示と内容のチェックが厳格でないと偽装表示が横行し、表示制度が信用されなくなり、低品質の商品ばかりが増える）、③モラルハザードの問題（違反が増える）、④不

¹⁸ 中でもトレーサビリティの確立が強く希望されている部門は、遺伝子組換え体の確認と有機農産物の認証である。

¹⁹ 作業手順を見直す機会を得ることを指す。

確実要因の混入の問題があげられる（中嶋 2004b、pp.155-156）。

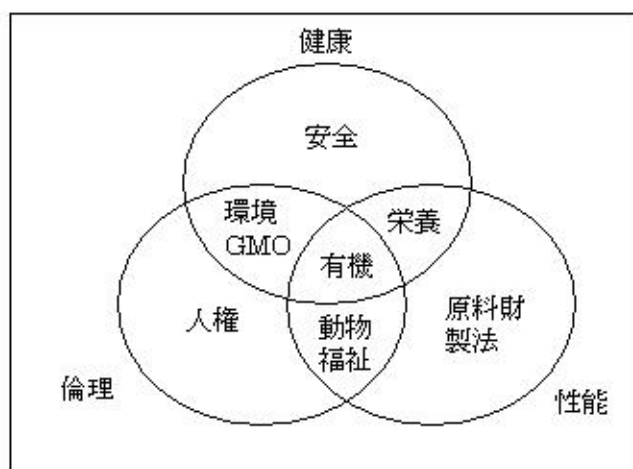


図3-2 多様化する食への関心と品質概念

出所：中嶋（2004b、p.176）

図3-2は、中嶋による品質の概念図である。人々が食品に対して求める品質は多様化し、それを三つに分類した。第1は、「性能品質」であり、大きさや形といった物理的性質から官能に働きかけるあらゆる特性である。第2は、「健康品質」であり、栄養や安全性といった要素が含まれる。第3は、「倫理品質」であり、人権や環境への配慮が十分に行われているかどうかを示すものである。例えば、途上国での児童労働の抑止や地域発展の支援を目指したフェアトレード商品や、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）は倫理品質の維持と密接に係わっている。さらに、三つの重複する領域として、健康と倫理の両面を持つものが「環境品質」であり、性能と倫理の両面を持つものが「動物福祉（アニマル・ウェルフェア）品質」であり、「有機品質」は、三つの品質、すべての要素を合わせた品質である（中嶋 2004b、pp.175-176）。

しかし、倫理品質のような倫理的要素が含まれるかどうかは、認証制度によって異なる。例えば、コーヒーの認証制度の中には生産者の労働条件や最低限の生活水準を維持しているか、環境にやさしい農法を採用しているかどうかまで基準に含めるものがあり、健康品質までを含む倫理的要素を持っている。それに対して、日本や韓国における有機認証制度ではそのような倫理的要素は含まれていないわけではない。したがって、認証を取ろうとする生産者の側に「倫理」的行動が欠けていることが、認証制度が失敗する原因となることもある。

このような倫理品質に関心を寄せる消費者として、最近、「倫理的消費（Ethical Consumerism）」が注目される。これは、商品やサービスを倫理的に購入するという消費行動を指しており、人間的権利（human rights）やアニマル・ウェルフェア、環境などを重視する消費者たちのことである。イギリスの ECRA（The Ethical Consumer Research

Association) は、倫理的市場の成長をサポートしてきた代表的な消費者組織であり、1987年から活動している²⁰。

イギリスにおける倫理的消費者の市場規模は 2006 年で 323 億ポンドであり (図 3-3 参照)、イギリスの成人人口の約 6% に当たる 280 万人が週 1 回のペースで倫理的商品やサービスを購入し、倫理的食料・飲食品を 1 世帯年間 1,600 ポンド消費している²¹。また月 1 回の頻度で倫理的商品を購入する人は、成人人口の 11% に当たる 520 万人に達し、この人たちは倫理的食料・飲食品を 1 世帯年間 360 ポンド消費している。

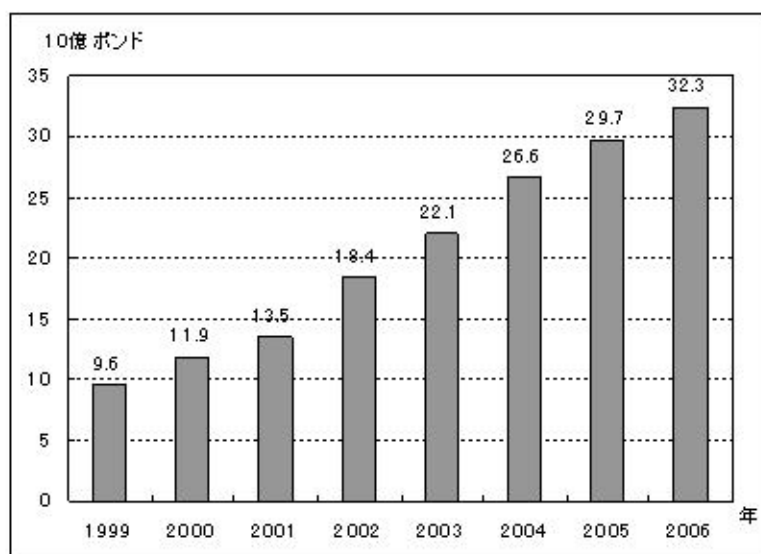


図 3-3 イギリスにおける「倫理的消費」の状況 (1999~2006年)

出所：The Co-operative Bank

全体で見ると、「倫理的商品やサービス」に対する 1 世帯当たり年間平均支出額は 2002 年の 366 ポンドから 2006 年の 664 ポンドまで約 2 倍近く伸びており、その中で食料・飲料品に対する支出は年間 190 ポンドである。その合計額は、2005 年の 41 億ポンドから 2006 年の 48 億ポンドまで 1 年間に 17% 伸びており、2006 年に有機農産物への支出は約 17 億ポンドで全体の約 3 分の 1 を占めている。この数字は、食料・飲料品市場全体 (709 億ポンド) の約 2.4% に相当するものである。倫理的消費者が有機農産物による食料・飲料品を選ぶ理由としては、「質と味」が全体の 53% で一番多く、「環境」が 52%、「健康」が 50%、「アニマル・ウェルフェア」が 34%、「価格」が 12% であった²²。また倫理的消

²⁰ <http://www.ethicalconsumer.org/AboutUs.aspx> 参照。

²¹ The Ethical Consumerism Report 2007, The Co-operative Bank.

²² The Co-operative Bank Ethical Household Spend Survey が 1,065 名の消費者を対象に実施した有機農産物による食料・飲料品を選んだ三つの理由を聞いたアンケートによる。

費に含まれるフェアトレードは 2005 年から 2006 年（3 億ポンド）までの 1 年間で 46% という飛躍的成長を見せている。

その他、倫理的消費者は、人間的権利（human rights）やアニマル・ウェルフェア、環境などの倫理的な面を考慮し、発展途上国からの輸入品については途上国の労働者の権利を侵して生産された製品に対してボイコットを行っている（2006 年で約 12 億ポンド）。またフード・マイル（food miles）²³を考慮し、輸送に不要なエネルギーを使い、環境に負荷を与えるような商品を買わずに、輸送コストのかからない地域内で生産されたものを買っている消費者は成人人口全体の 13% を占めている（The Ethical Consumerism Report 2007、p.11）。

倫理的消費者は ECRA が出している倫理的スコア（score）に基づいて消費する商品が倫理的かそうではないかを判断している。その意味で、倫理的消費者たちの消費行動も一種のラベルに基づいていると見ることができる。このような要素を認証に取り込むことは可能であり、実際にコーヒーの認証制度にはそういったものが存在する²⁴。

5. 有機農業における領域性と「地域」

ここでは、有機農業における領域性と「地域」について見る。この場合、地域の範囲は評判が伝わる範囲でもある。例えば、「農の会」の場合、生産者は、農薬を撒いたという噂が広がることを恐れる。虫が発生した時、農薬を使わないという結論を出したのは、評判が決定的なダメージとなるからである。農薬や化学肥料は使わないという評判を続けるために一切農薬や化学肥料は使用しないことにしているし、近所付きあいの距離である地域の消費者との「顔と顔の見える関係」がこのような「地域」で形成できる。

5. 1. 農業環境問題の空間範囲：生態と社会

第 2 節で見たように環境問題は、「環境破壊という現象を通じて人間生活に何らかの悪影響を及ぼし、その結果として人々の福祉水準を低下させることが、社会問題化していること」（植田）であり、「生活基盤としてのアメニティの破壊」（宮本）である。つまり、環境問題は、人間の暮らしと深く関連している。

²³ 英国の消費者運動家ティム・ラングが 1994 年から提唱している概念であり、フード・マイレージとも呼ばれる。生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたものである。日本農林水産省の <http://www.maff.go.jp/j/heyu/sodan/0304/14.html> 参照。日本では、「大地を守る会」が普及活動を行っている。<http://www.food-mileage.com/>参照。

²⁴ 倫理的側面を考慮したコーヒーの認証制度については、レインフォレスト・アライアンス（http://www.rainforest-alliance.org/index_japanese.html）やグッドインサイド（<http://www.utzcertified.org/index.php?pageID=101&switchlanguage=JP>）などを参照のこと。

環境問題を扱う時、大事なはその対象となる空間範囲である（植田 1996、p.3）。有機農業は農業環境問題と深くかかわっている。宮本のアメニティの概念を応用して、横川（2007）は「農耕景観」を提示し、農業環境問題を考える際の空間範囲を具体的に示している。ここでいう「農耕景観」とは、「無機的要素、有機的・生物的要素、人間的要素の三次元的・立体的構造とその機能・相互関係によって構成され、周辺空間とはっきり識別できるような一定の特徴を有する空間単位」（横川 2005、p.6）である。このような空間概念が必要なのは、「農業活動が空間構成要素（地形、地質、土壌、気候＝大気、水分、植物、動物など）を生産要素（土地、水、農作物、昆虫、家畜など）として直接に利用して営まれる産業であり、逆にそのことによって空間を形成する産業だからである」（横川 2005、pp.5-6）²⁵。

植田によれば、「資源循環論」の考え方は、「再生可能な自然資源基盤の保全・利用の最適管理」と「廃物の同化・吸収の最適管理」を加えたものとして資源経済学の分野で発展してきた。この定義は「農耕景観」にも応用でき、そこで行われる「循環型農業」は「自然資源基盤の保全・利用の最適管理と廃物の同化・吸収の最適管理が行われるような農業活動」のことである（植田 1996、pp.157-158）²⁶。

これを景観と生態系との関係と捉え、玉野井は次のように述べている。「生態系とは、画一的なひとつのシステムでなしに、地域ごとのまとまり（Lokalitat）を示す个性的多様性という特色をつくりあげていることである。景観という概念がなりたつのもこのためである。・・・（省略）・・・生態系はそうした空間的単位としての生態域（Biochore）を形成し、季節の変化が織りこまれる自然景観では一般に生態域の境界が自然の立地空間的単位とひとしいことになろう」（玉野井 1978、p.57）。

これまでの議論では、人間社会の位置付けが不明確である。この点に関して玉野井は次のように述べる。

現存の社会・経済システムに自然・生態系を導入することは、社会システムに“地域主義（regionalism）”を導入することにひとしいのである。ここに地域主義とは、一定地域の住民が風土的個性を背景に、その地域の共同体にたいして一体感をもち、みずからの政治的・行政的自律性と文化的独立性を追求することをいう。それはも

²⁵ 日本農業経営学会編（2007）は「循環型経済社会の構築に向けた農業ビジョン」というシンポジウムの報告である。その中でも、有機性廃棄物の地域循環システムに関する研究としては井上（2007）があり、生ゴミに関しては佐藤（2007）がある。

佐々木（2001）は組織化された堆肥化事業を通して、循環型有機農業を実践している事例を紹介し、橋本（2002）は循環型有機農業における堆肥作りの重要性について報告している。逆に、非循環型農業がもたらす被害に関して保田（1984）が報告している。

²⁶ グローバル化が進行している現在、循環は地球規模でも起こりうる。しかし、その循環は環境負荷を伴っている。循環の移動距離が長くなればなるほど、輸送コストがかかる。それは、資源の最適利用・管理の観点からはマイナス要因である。

はや理論的構築というよりも実践的・歴史的構築の対象とあってよい。個性的な生態域と景観とをふまえて誇りうる伝統と文化構築物が成立するところに複数の地域性があらわれるのにたいし、地方とはただ中央に対応し依存または反発する単数概念にすぎない（同上書、p.60）。

社会システムに、自然・生態系を考慮に入れるということは、人間と自然とのコミュニケーションを復位させることにほかならない。それを媒介としてはじめて人間と人間とのコミュニケーション、相互依存性が共同体（コミュニティ）として凝集することになる。なぜならこのコミュニティを統合する共有規範は、自然・生態系にもとづく個性的な生態域による生活環境を基盤としてなりたつはずであり、そして四季の変化が織りなす自然景観は、人間の歴史的営為の加わった「文化空間」（Kulturlandschaft）の域にまで高められるものだからである（同上書、p.57）。

つまり農業環境には人間社会の要素まで含む必要があるということであり、横川が言う「無機的、生物的、また人間的な要素を含むまとまり」や、玉野井が言う「生態域によるまとまりであり、コミュニティという人間関係が形成される地域」は、自然が生態的に区分されたひとつのまとまりであると同時に、「顔と顔の見える関係」という人間関係が成り立つ領域として捉えられている。有機農業における「顔と顔の見える関係」と地域循環の範囲はこのようにして結びついている。

小田原のケースでは、足柄地域をひとつの単位とし、小田原市という都市とそれを囲む農村地域で構成されている。農村と都市を結びつける努力は、両者をひとつのコミュニティにしてまとめ上げ、環境保全や「安全な食」を追求している。それはやがて、ひとつの文化空間となることを目指している。玉野井の指摘は、小田原で試みられているものに見出すことができる。

5. 2. 有機農業と循環の範囲

農業環境問題を扱うときに大事なのは、「対象にしている環境の領域や空間的範囲」（植田 2006、p.1）である。ここでは、対象にする空間的範囲を、有機農業を成り立たせる要素から考察する。

有機農業とは、「近代農業が内在する環境、生命破壊促進的性格を止揚し、土地—作物（家畜）—人間の関係における物質循環と生命循環の原理に立脚しつつ生産力を維持せんとする農業の総称である」（保田 1977、p.29）²⁷。その循環の過程は、「時間的・空間的大きさ

²⁷ 保田（1977）は有機農業の定義と日本有機農業の発展過程を論じており、その続きとして、保田（1978）は有機農業の原論的な立場から人間尊重と物質循環に関して研究してい

の程度、いいかえれば土地と人間の距離の大きさ」によって、表3-2のように、農家内循環、地域内循環、地域間循環（国内循環）のレベルに分けられる²⁸（保田 1978、p.3）。

表3-2 循環のレベルと有機農業の方法

循環のレベル		有機農業の方法
	サブ・システム	
農家内循環	耕地内循環	稲わら還元 輪作、混作、共栄作物の利用 天敵などの利用
	作目間循環	厩肥利用、田畑輪換
	農家生活内循環	飲食物の家庭残滓
地域内循環	耕地・地目間循環	山草・野草の利用、客土法 森林・樹木の利用 有機的複合産地の形成
	農家間循環	地域内の畜産農家と耕種農家との稲わらや野菜くず交換など
地域間循環	農業地域間循環	畜産地域と耕種地域の連帯
	農工間循環	有機廃物の堆肥化
	農村一都市間循環	農業起源の都市ゴミ（農産物残滓）

出所：保田（1978、p.9）

その内容を「安全性」と環境の観点から見た特徴は次の通りである(表3-3参照)。本論文では、食の安全に関して、安全を確認できるものとして、「自分の目」とそれが不可能である時の装置である「表示制度」に焦点を当てる。また環境の指標としては「環境負荷」とその指標であるフード・マイルに焦点を当てることにする。

「安全性」に関しては、まず、農家内循環は、生産者が資源を自分の農家内で調達しており、自給自足的な性格を持っている。利用する資源に関して農家が十分に知っており、その資源を確実に把握できる。

次に、地域内循環には、地域の住民たちの協力による生ゴミの肥料への再利用や、地方自治団体による資源再利用の取組みも含まれる。この段階では、生産者同士や生産者と消費者の間の協力による場合には、資源の「安全性」は自らの目で十分確認することができる。地域内循環の重要性に関して玉野井は、「ひとつひとつの圃場だけでは土地の意味はなりたたないものであって、地域の一定の広がりのおかげで土壌を構成する諸要素が相互に関

る。また保田（1985）は世界の有機農業の歴史をまとめている。

²⁸ ここでは論文の流れと関係ないため、国際循環を除くことにした。

連しあってはじめて二次的な自然力としての地力が維持される」(玉野井 1978、p.85)と指摘する。

地域間循環では、さらに空間的には広くなり、畜産地域と耕種地域が連帯する農業地域間循環や、有機廃物を堆肥化したものを農業で投入する農工間循環、農業起源の都市ゴミを再利用する農村・都市間循環などがある。このレベルになると、自ら資材の安全性を確認することは難しくなる。韓国のように加工された有機肥料に対して認証機関が認証を与えるなど安全性を確保しようとする国もある。

以上の特徴をまとめると、食の安全という面では、農家内循環と地域内循環は、自給自足的な性格やコミュニティやグループの共同作業などにより安全性は自分の目で確認できる。一方で、地域間循環は表示制度に頼ることになる。

環境に関しては、農家内循環では、農家の廃棄物を農家が処理しているため環境負荷は小さいが、非農家が排出する廃棄物については処理の場所が確保できるか分からない。それに対して、地域内循環では、非農家の廃棄物を農家が肥料として再利用することができ、農家内循環の限界を克服することができる²⁹。また地域間循環においてはフード・マイルからみて環境負荷は大きいと判断される。以上のことから環境問題に関しては地域内循環を実践することが有効であると考えられる。

表3-3 食の安全と環境からみた循環のレベルにおいての特徴

循環のレベル	「食の安全」からみた特徴	環境からみた特徴
農家内循環	自給自足的な性格から資源利用の安全性に関しては自分の目で確認できる。	農家内の環境負荷はない。ただし、地域内の非農家による環境負荷に対処できない。
地域内循環	コミュニティやグループの共同作業を通して自分の目で確認できる範囲。	地域レベルで資源利用ができ、都市部で発生する環境負荷を農村部で吸収するという循環が可能となる。
地域間循環	自ら安全性の確認は困難。表示制度に頼る。	フード・マイルから見た環境負荷は大きい。

出所：筆者作成

6. 小括

現在、慣行農業が農薬や化学肥料によって環境に負荷を与え、「顔と顔の見える関係」を形成してきた生産者と消費者が距離を持つことが「食の安全」に対する脅威となっている。

²⁹ 江戸時代の江戸では、江戸の廃棄物を周辺の農村部で農業に投入するという形で、両者の間に資源の循環が成立していた(渡辺 1983、pp.112-116)。

これらの現象は、外部不経済と不完全情報によって生じており、市場の失敗と見なされる。

アクセルロッドは、そのような非価格情報を無視することによって起こる「市場の失敗」を克服する方策としてラベルと領域性というふたつの方向性があることを理論的に示した。有機農業の場合、それぞれ認証と地域密着と産消提携に対応することができる（表3-4参照）。

ラベルによる解決を求める有機農業は、有機認証制度というラベルを取得するという形をとる。それによって広域的な市場を開拓することができ、このような市場の競争に向いているため、競争型という特徴を有する。したがって大規模に生産販売しようとする農家に有利である。

一方、領域性にはアクセルロッドが指摘するように「地理的な近さ」と「同じ意識を持つ者同士の心理的近さ」の2種類があるのに対応して、有機農業の場合は、「地域密着」と「産消提携」があげられる。「地域密着」は、地理的な近さを活用し、本当に「顔の見える関係」を維持しようとする。そのために市場は、ローカルになる。もうひとつは、地理的には離れていても密接なコミュニケーションを維持することによって信頼関係を維持しようとする「産消提携」がある。つまり、遠距離の生産者と消費者が結びつくものである。日本で1970年代に始まった生産者と消費者の間の「産消提携」による有機農業の発展は、このタイプに属する³⁰。領域性は、いずれのタイプであれ、生産者と消費者の間に信頼関係を築き、それによって協調関係を維持するものである。そのために小規模であり、一般有機農産物の競争市場とは異なり独自の販売ルートを持つ特徴から製品差別型（Product of differentiation）であると言える。

表3-4 有機農業におけるラベルと領域性

市場の失敗に対する対応	ラベル	領域性	
		地理的近さ	心理的近さ
有機農業の場合	有機認証制度	地域密着	産消提携
市場	広域市場	ローカル市場 顔の見える関係	遠距離の生産者と 消費者が結びつく。
特徴	大規模、競争型	小規模、製品差別型	

出所：筆者作成

³⁰ 筆者は修士論文（金 2005）において、これらのふたつのタイプを「市場志向型有機農業」と「地域循環型有機農業」と呼んだ。